フローチャート

状況に応じて必要書類が異なります。以下のフローチャートを参考にし、BからDに該当する場合には手続きが必要になります。

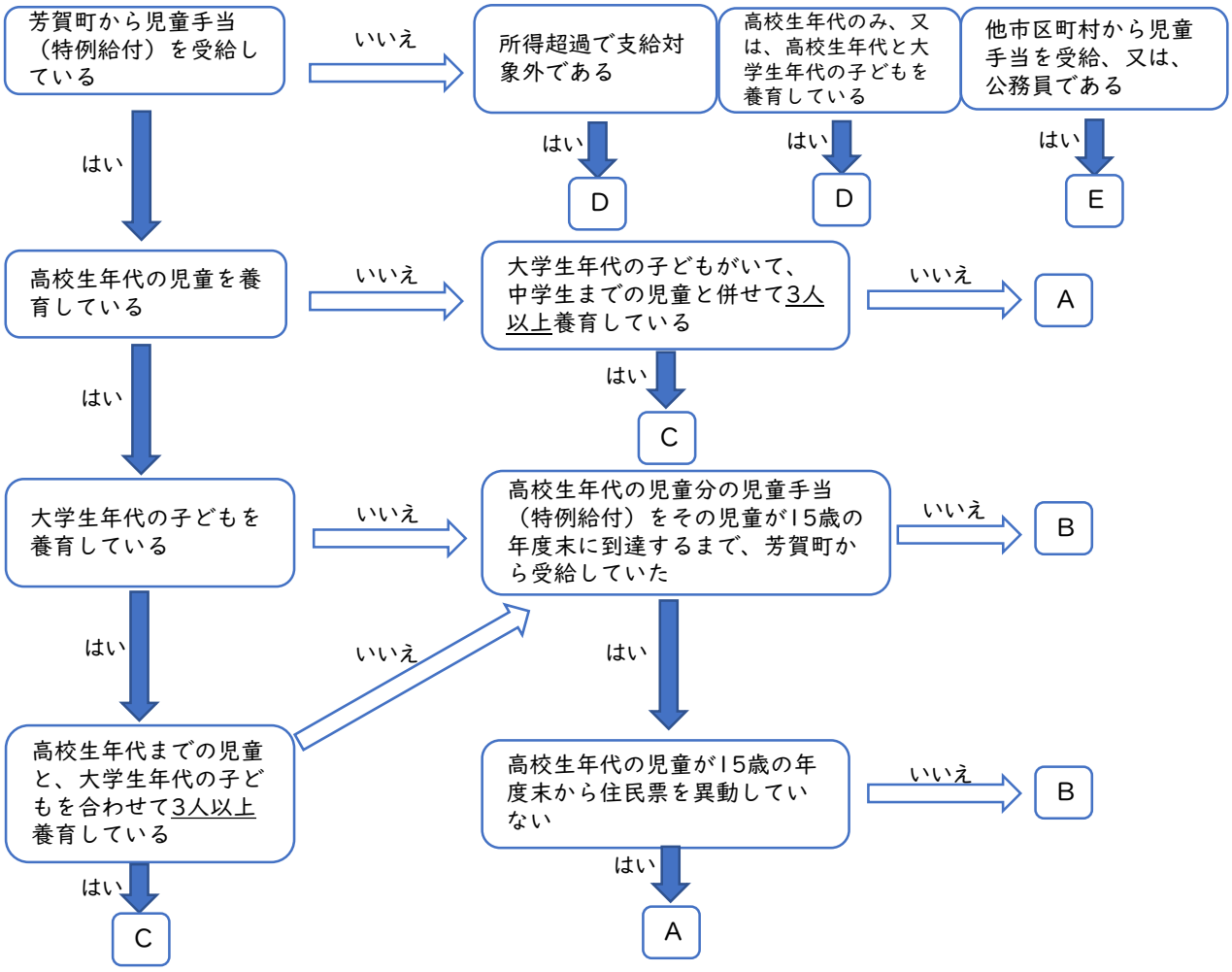

A に該当する方は、**手続不要**です。

B に該当する方は、**手続きが必要**です。以下の書類を提出してください。
- **児童手当額改定認定請求書**
- **別居監護申立書**（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要）

C に該当する方は、**手続きが必要**です。以下の書類を提出してください。
- **児童手当額改定認定請求書**
- **監護相当・生計費の負担についての確認書**（大学生年代の子どもについて記入）

D に該当する方は、**手続きが必要**です。以下の書類を提出してください。
- **児童手当認定請求書**
- **別居監護申立書**（高校生年代までの児童と別居している場合のみ必要）
- **監護相当・生活費の負担について確認書**（高校生年代と大学生年代の子どもをどちらも養育していて、合計人数が3人以上となる方は、大学生年代の子どもについて記入）

E に該当する方は、当該市区町村、又は、職場へお問い合わせください。